

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会設置要綱

令和 2 年 3 月 3 1 日
こども部長決定

(設置)

第 1 条 加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画（以下「DV 計画」という。）を策定するにあたり、現状における課題や講じるべき各般の施策を検討するため、加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) DV 計画の策定に関すること。
- (2) 現行施策の把握に関すること。
- (3) 市民意識調査の結果に対する施策反映に関すること。
- (4) その他、行動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる関係機関等をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委員会設置の日から令和 3 年 3 月末日までとする。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、分科会を設置して第 2 条の事務を行うことができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、こども部家庭支援課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、この要綱に基づき最初で開催される委員会は、家庭支援課長が招集する。

別表

構成員	
兵庫県女性家庭センター相談・支援課	
兵庫県加古川警察署生活安全第一課	
加古川市	危機管理課
	市民課
	人権文化センター
	男女共同参画センター
	高齢者・地域福祉課
	生活福祉課
	住宅政策課
	学校教育課